

障害児の母親の就労状況と就労に関連する要因

美浦 幸子¹

The Employment Status of Mothers of Children with Disabilities and Factors Associated with Their Employment

Sachiko Miura

1. はじめに

日本政府は仕事と子育ての両立を支援するため、2015年に子ども・子育て支援新制度を制定した。新制度では保育所等、放課後児童クラブ（学童保育）により両立を支援するが、厚生労働省（2021-d）によると学童保育での障害児の受け入れ率は57.8%と限定的であった。学齢期の障害児は、放課後や夏休み等、学校休業日に障害児支援である放課後等デイサービス（以下、放デイ）に通所できるが、放デイは両立支援を目的とせず、学校休業日の開所時間が学童保育より短い事業所が多いため（美浦，2021：152）、フルタイム就労は子どもが留守番可能であるか、祖父母、きょうだい児、ヘルパー等の支援を得られなければ困難な場合が多い。厚労省（2021-c）によると、末子が6歳以上の「手助け・見守りの必要がある」子どもの母親の就業率は68%で、同年代の「手助け・見守りの必要がない」子どもの母親の就業率79%を下回っていた。障害児の親への両立支援策は確立されておらず、社会的支援が不十分だといえる。

2012年の放デイ開始以降の量的調査では、母親の就労に関連する要因が検証されてきた。Ejiri・Matsuzawa（2017：4-5）は茨城県の知的障害特別支援学校在籍児の母親を対象にした調査から、就業率は49%で、特に母親の健康状態（良好）と婚姻状態（一人親）が就労に強く関連していたことを示した（有効回答数243件）。同研究ではパートタイム就労者とフルタイム就労者に差がなかったため、就労群と非就労群に分類して分析した。春木（2019：29，34）は近畿地区の肢体不自由、知的障害特別支援学校在籍児の母親を対象とし、母親を無職、非正規就業、正規就業に分類し、分析した（有効回答数617件）。就業率は58.5%で、正規・非正規就業共に子どもは知的障害のみで介助度が低い傾向がみられ、無職である要因には子どもの障害種・状態の属性の影響が多く、中でも医療的ケアと通学の付き添いが就業を制限していると考察した。

本研究では、肢体不自由校、知的障害校に加え、視覚障害校、聴覚障害校を含む東京都立特別支援学校在籍児の母親を対象とし、量的調査を実施した。特別支援学校在籍児の多くが通所する放デイでは学童保育より時間保障が短い事業所が多いことから、母親が就労するために必要なケアの代替の時間に着目し、母親を未就労者、パートタイム就労者（以

¹ 昭和女子大学現代ビジネス研究所 研究員

下、パート)、フルタイム就労者(以下、フル)に分類し、先行研究同様、母親の就労と属性の関連を分析する。さらに、属性以外の要因を生活実態・ケアの状況との関連で検証する。また、筆者のインタビュー調査²において、事務職経験者複数人から放デイでは就労可能な時間が短いため、事務系の仕事が見つかりにくいというエピソードが聞かれたことから、母親の就労経験と時間的制約により就労可能な職種とのミスマッチが就労を阻害する一因である可能性を鑑み、就労経験と就労状況との関連を分析する。

2. 方法

2.1 研究対象と調査方法

東京都立特別支援学校在籍児童・生徒の母親を対象とした。視覚障害校ならびに小学部・中学部・高等部設置校を中心に、聴覚障害校、肢体不自由校、知的障害校から地域バランスを考慮して14校の学校長に、ウェブアンケート「特別支援学校在籍児童・生徒の母親の生活・就労実態調査」への協力を依頼した。協力の得られた学校に、調査趣旨と質問フォームのURL・QRコードを記載した調査依頼文を送付し、配布していただいた。

調査対象は視覚障害校・小中学部55人、聴覚障害校6人、肢体不自由校290人、知的障害校541人の計892人、期間は2021年6月～7月、回答数260件、回収率29.1%だった(小数第2位を四捨五入。以下、同様)。無回答の多い1件を除外し、連続して送信された全問同一回答だった3種類7件は各1件、計3件と見なし、有効回答数を255件とした。

調査依頼文には、調査への参加・不参加は任意であること、調査は無記名で個人の特定はされないこと、答えたくない質問には答える必要がないことを明記し、調査への回答をもって、承諾を得たものと見なした。

2.2 分析項目と方法

調査では、母親の属性、子どもの属性、母親の就労状況、生活実態・ケアの状況、母親の就労経験、就労している母親の職種等を質問した。分析は、以下の手順で行う。

[1] 母親、子どもの基本属性を単純集計する。

[2] 母親の就労状況を単純集計し、厚労省「第10回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)の概況」の母親の就労状況と比較する³。

続く[3]～[5]では母親を未就労者、パート、フルに分類して従属変数とし、各項目を独立変数として、 χ^2 検定を行う。分析にあたり、不明、その他、無回答は除外する。

[3] 属性では、母親の年齢、最終学歴、配偶者の有無、世帯年収、子どもの性別、学年、在籍校、障害種・状態を検定する。

[4] 生活実態・ケアの状況では、①子どもの状態、②学校関連、③家族の協力、④母親の状況、⑤サービス利用に関する項目について、該当する場合としない場合を検定する。質

² 美浦(2020)でインタビューした4人は全員事務職経験者だった。

³ 厚労省・国民生活基礎調査では、正規、非正規に分類しているため、パート、フルとの比較はできない。

問項目は、先行研究⁴および筆者によるヒアリング（2018 年～2021 年）を基に作成した。就労状況との関連で有意に多かった項目については、子どもの障害種・状態の内訳を表にまとめる。⑥サービス利用の制約、⑦放デイの学校休業日の開所時間を単純集計する。

[5] 母親の就労経験、職種では、①就労経験と調査時点での就労継続、就労状況、②職種と就労状況について検定する。

統計ソフトは、全て株式会社社会情報サービス「エクセル統計」(ver.3.21) を用いた。

3. 結果

3.1 基本属性

母親と子どもの属性を表 1-1、1-2 にまとめた⁵。母親の年齢は 40 代が 58.4%、最終学歴は短大・高専・専門学校が 38.0%で最も多かった。91.8%には配偶者がおり、世帯年収は 550 万円未満が 54.1%と過半数を占めていた。子どもの性別は男 64.3%、女 35.3%、在籍校は知的障害校が 57.6%と最多で、次いで肢体不自由校が 31.4%だった。学年では小学部低学年が 32.2%で最も多かった。障害種・状態⁶では知的障害重複が 65.5%で最も多く、医療的ケアありは 12.5%だった。

表 1-1 母親の属性

母親 (N=255)	人	%		人	%
年齢			最終学歴		
20 代	1	0.4	中学	7	2.7
30 代	50	19.6	高等学校	66	25.9
40 代	149	58.4	短大・高専・専門学校	97	38.0
50 代	50	19.6	大学	77	30.2
60 代以上	4	1.6	大学院	6	2.4
無回答	1	0.4	無回答	2	0.8
配偶者の有無			世帯年収		
いる	234	91.8	550 万円未満	138	54.1
いない	20	7.8	550 万円以上 750 万円未満	53	20.8
無回答	1	0.4	750 万円以上	58	22.7
			無回答	6	2.4

⁴ 丸山 (2011)、Ejiri・Matsuzawa (2017)、荒木ら (2019)、春木 (2019)、美浦 (2019)、美浦 (2020)。

⁵ 子どもについては身体障害者手帳、愛の手帳 (知的障害)、精神障害者手帳の有無、所持している場合は級・度を質問した。身体障害者手帳では視覚障害、聴覚障害、肢体不自由重複の場合、どの障害に対する級かが不明だったため、分析対象としなかった。1～2 級、1～2 度が 69.4%で障害程度の重い子どもが約 7 割だった。

⁶ 障害種・状態の分類の仕方については 3.3 [2] 参照。

表 1-2 子どもの属性

子ども (N=255)	人	%		人	%
性別			障害種・状態		
男	164	64.3	視覚障害のみ	11	4.3
女	90	35.3	視覚障害重複	26	10.2
無回答	1	0.4	聴覚障害のみ	1	0.4
在籍校			聴覚障害重複	14	5.5
視覚障害校・小中学部	23	9.0	肢体不自由のみ	7	2.7
(内、寄宿舎利用)	(10)	(3.9)	肢体不自由重複	87	34.1
聴覚障害校	5	2.0	知的障害のみ	45	17.6
肢体不自由校	80	31.4	知的障害重複	167	65.5
(内、訪問教育)	(2)	(0.8)	自閉スペクトラム症のみ	8	3.1
知的障害校	147	57.6	自閉スペクトラム症重複	79	31.0
学年			注意欠如・多動症重複	13	5.1
小学部低学年	82	32.2	学習障害重複	5	2.0
小学部高学年	76	29.8	てんかん重複	61	23.9
中学部	65	25.5	医療的ケアあり	32	12.5
高等部	29	11.4	無回答	1	0.4
無回答	3	1.2			

3.2 母親の就労状況

母親の就労状況を表 2 にまとめた。母親の 96.9%には就労経験があり、就業率は 55.3% だった⁷。就労者の内訳は、障害のある子どもを出産する前からの継続就労が 20.0%、再就労が 34.9%で、フルタイム 24.7%、パートタイム 30.2%であり、正規雇用 21.2%、非正規雇用 27.8%、自営業・フリーランス 3.9%だった。相対的に再就労、パートタイム、非正規雇用が多かった。

厚労省(2021-b)によると、小学 4 年生の子どもの母親の就業率は 77.0%で、常勤 28.2%、パート・アルバイト 41.7%、自営業・家業・内職・その他 7.1%、無職 22.8%だった。本調査の対象は小 1 から高 3 であるため単純比較できない点に留意が必要だが、就業率、フルタイム、パートタイムは低率で、未就労(無職)は高率だった。

本調査では未就労者の 71.7%に就労希望があった。

⁷ 就労状況の質問の前に新型コロナウイルス感染拡大・対策の就労への影響を尋ねたところ、「仕事を辞めた」は 1.6%で、雇用への影響は限定的なものを解釈した。

表 2 母親の就労状況 (N=255)

就労経験	(人)	(%)	就労状況	(人)	(%)
有	247	96.9	就労	141	55.3
内、企業・団体就労 (総合職)	18	7.1	内、フルタイム	63	24.7
内、企業・団体就労 (一般職)	89	34.9	内、パートタイム	77	30.2
内、企業・団体就労 (専門職)	17	6.7	内、無回答	1	0.4
内、公務員	9	3.5	未就労	113	44.3
内、専門・技術職	43	16.9	無回答	1	0.4
内、自営業・フリーランス	10	3.9	就労形態		
内、アルバイト	50	19.6	就労	141	55.3
内、上記以外	11	4.3	内、正規雇用	54	21.2
無	8	3.1	内、非正規雇用	71	27.8
			内、自営業・フリーランス	10	3.9
			内、不明	6	2.4
			未就労	113	44.3
			無回答	1	0.4
就労継続状況※			未就労者の就労希望 (N=113)		
継続就労	51	20.0	有	81	71.7
再就労	89	34.9	無	30	26.5
未就労	113	44.3	無回答	2	1.8
無回答	2	0.8			
※障害のある子どもの出産前から					

3.3 基本属性との関連

[1] 母親の属性

母親の年齢 (20 代と 60 代以上は人数が少なかったため、20～30 代、40 代、50 代以上に再分類した)、最終学歴 (中学、大学院は人数が少なかったため、中学・高校、短大・高専・専門学校、大学・大学院に再分類した)、配偶者の有無、世帯年収と母親の就労状況に有意な関連はなかった。

[2] 子どもの属性

子どもの性別、学年と母親の就労状況に有意な関連はなかった。在籍校について、視覚障害校は小中学部のみ、聴覚障害校は人数が少なかったため、検定は肢体不自由校と知的障害校を対象に行った。その結果、未就労者は肢体不自由校に有意に多く ($p < 0.001$)、知的障害校で有意に少なかった ($p < 0.001$)。パートは知的障害校に有意に多く、肢体不自由校で有意に少なかった。フルには有意な関連はなかった (表 3)。

子どもの障害種・状態について、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、自閉スペクトラム症 (ASD)、注意欠如・多動症 (ADHD)、学習障害 (LD)、てんかん、医療的ケアの中から当てはまるものを全て尋ねたところ、45 種類の回答があった。分析に当たり、視覚障害のみ、視覚障害重複、聴覚障害のみ、聴覚障害重複、肢体不自由のみ、肢体不自由重複、知的障害のみ、知的障害重複、ASD のみ、ASD 重複、ADHD 重複、LD 重複、てんかん重複、医療的ケアがあるに分類したところ、視覚障害のみ、肢体不自由のみ、ASD のみは人数が少なかったため、それぞれ重複とまとめ、視覚障害がある、肢体不自由がある、ASD があるとし、検定した。その結果、ASD があるがパートで有意に多く、フルで有意に少なく、医療的ケアがあるが未就労者で有意に多く ($p < 0.001$)、フルで有意に少なかった (表 3)。

聴覚障害のみ、聴覚障害重複は、まとめても人数が少なく、ADHD 重複、LD 重複⁸は人数が少なく検定に適さなかったため⁹、分析対象外とした。

表 3 子どもの属性との関連

	合計	未就労 (N=102)		パート (N=71)		フル (N=53)		χ^2 検定
	人 (%)	人 (%)	調整済み 残差	人 (%)	調整済み 残差	人 (%)	調整済み 残差	
子どもの在籍校 (N=226)								
肢体不自由校	80 (35.4)	48 (47.1)	3.32	17 (23.9)	-2.43	15 (28.3)	-1.23	$\chi^2 = 11.30$ **
知的障害校	146 (64.6)	54 (52.9)	-3.32	54 (76.1)	2.43	38 (71.7)	1.23	
子どもの障害種・状態 (N=252)								
	合計	未就労 (N=113)		パート (N=76)		フル (N=63)		
ASD がある	86 (34.1)	36 (31.9)	-0.68	37 (48.7)	3.20	13 (20.6)	-2.60	$\chi^2 = 12.52$ **
医療的ケアがある	32 (12.7)	25 (22.1)	4.05	6 (7.9)	-1.50	1 (1.6)	-3.05	$\chi^2 = 17.65$ **

※1 ** $p < 0.01$ ※2 網掛け部分は有意差 (絶対値 1.96 以上) があった数値 (※1、2 共に以下、同様)

⁸ ASD と ADHD、LD をまとめて発達障害とすることも可能だが、各々、障害特性が異なり、支援内容が異なるため、本研究ではまとめなかった。なお、ADHD は 13 人中 12 人、LD は 5 人中 2 人が ASD と重複していた。

⁹ χ^2 検定にあたり、期待度数 5 未満のセルが全セルの 20% 以上あった場合。以下、同様。

3.4 生活実態・ケアの状況との関連

[1] 子どもの状態

子どもの状態について、「一人で 1 時間以上の留守番ができる」「外出には常に付き添いが必要」「常時、見守りまたは介助が必要」「夜間にケアが必要」「2 週間に 1 回以上、障害・疾患に関連した通院が必要」「体調または情緒が不安定で安定して登校できない」（「情緒不安定で、登校が不規則である」は人数が少なかったため、「体調を崩しやすく、学校を欠席しがちである」とまとめた）「人や環境の変化、習慣の変更が苦手で、福祉サービス利用に制約・困難がある」の各項目を検定した。その結果、「外出には常に付き添いが必要」と「夜間にケアが必要」は未就労者に有意に多く、フルで有意に少なかった。「2 週間に 1 回以上、障害・疾患に関連した通院が必要」は未就労者で有意に多かった。「体調または情緒が不安定で安定して登校できない」は未就労者に有意に多く、パートで有意に少なかった。「人や環境の変化、習慣の変更が苦手で、福祉サービス利用に制約・困難がある」はパートに有意に多く、フルで有意に少なかった（表 4-1）。

未就労者で有意に多かった ($p < 0.01$) 「夜間にケアが必要」では、医療的ケアありが 73.9%、医療的ケアを伴わない肢体・知的重複ありが 17.4%、「体調または情緒が不安定で安定して登校できない」では、医療的ケアありが 52.9%、医療的ケアを伴わない肢体・知的・てんかん重複が 23.5% だった（表 4-2）。パートで有意に多かった ($p < 0.01$) 「人や環境の変化、習慣の変更が苦手で、福祉サービス利用に制約・困難がある」では、ASD があるが 73.4%、肢体・知的重複ありが 33.3%（内、13.3%は ASD と重複）だった（表 4-3）。

「強度行動障害がある」（11 人）は人数が少なかったため、分析対象外とした。

[2] 学校関連

学校関連では、「通学またはスクールバスバス停に送迎が必要」「校内待機や付き添いを要請されることがある」の各項目を検定した。その結果、「校内待機や付き添いを要請されることがある」は未就労者に有意に多く ($p < 0.001$)、パートで有意に少なかった（表 4-1）。

未就労者で有意に多かった ($p < 0.01$) 「校内待機や付き添いを要請されることがある」の 86.4%は医療的ケアありだった（表 4-2）。

「子ども一人で通学またはスクールバスバス停への登下校ができる」（11 人）、「訪問教育である」（2 人）、「寄宿舎を利用している」（9 人）は人数が少なかったため、分析対象外とした。

[3] 家族の協力

家族の協力について、「障害のある子どものケアに、平日、きょうだい児からの協力がある」「障害のある子どものケアに、平日、祖父母からの協力がある」「障害のある子どものケアを、平日、配偶者と分担している、または配偶者から協力がある」の各項目を検定した結果、母親の就労状況と有意な関連はなかった。

[4] 母親の状況

母親について、「子どものケアで身体的疲労がある」「子どものケアで精神的疲労がある」「子どものケアで十分な睡眠がとれない」「内科系の持病がある」「メンタル系の持病がある」「それ以外の持病がある」の各項目を検定した結果、母親の就労状況と有意な関連はなかった。

[5] サービス利用

サービス利用について、「放課後等デイサービスに通所」「移動支援または行動援護または同行援護を利用」「在宅での訪問系サービスを利用」の各項目を検定した。その結果、「放課後等デイサービスに通所」がパートで有意に多く、未就労者で有意に少なく、「移動支援または行動援護または同行援護を利用」がフルで有意に多く、未就労者で有意に少なかった（表 4-1）。

「学童クラブ（東京都の学童保育）を利用」（11 人）、「日中一時支援を利用」（15 人）は人数が少なかったため、分析対象外とした。

表 4-1 生活実態・ケアの状況との関連

	N=253	未就労 (N=113)		パート (N=77)		フル (N=63)		χ^2 検定
	人 (%)	人 (%)	調整済み残差	人 (%)	調整済み残差	人 (%)	調整済み残差	
子どもの状態								
外出には常に付き添いが必要	226 (89.3)	107 (94.7)	2.48	67 (87.0)	-0.78	52 (82.5)	-2.01	$\chi^2=6.88$ *
夜間にケアが必要	34 (13.4)	23 (20.4)	2.89	9 (11.7)	-0.54	2 (3.2)	-2.75	$\chi^2=10.55$ **
2週間に1回以上、通院が必要	27 (10.7)	18 (15.9)	2.43	4 (5.2)	-1.86	5 (7.9)	-0.81	$\chi^2=6.19$ *
体調、情緒が不安定で登校不安定	22 (8.7)	17 (15.0)	3.24	2 (2.6)	-2.28	3 (4.8)	-1.28	$\chi^2=10.72$ **
変化・変更が苦手 でサービス利用に 制約・困難	27 (10.7)	10 (8.8)	-0.84	15 (19.5)	3.00	2 (3.2)	-2.22	$\chi^2=10.37$ **
学校関連								
校内待機や付き添い 要請がある	26 (10.3)	22 (19.5)	4.32	1 (1.3)	-3.11	3 (4.8)	-1.66	$\chi^2=19.16$ **
サービス利用								
放デイ	201 (79.4)	82 (72.6)	-2.43	69 (89.6)	2.64	50 (79.4)	-0.01	$\chi^2=8.14$ *
移動支援等	92 (36.4)	31 (27.4)	-2.65	31 (40.3)	0.85	30 (47.6)	2.14	$\chi^2=7.84$ *

※ * p < 0.05、** p < 0.01

表 4-2 未就労者で有意に多かった項目と障害種・状態

	夜間にケアが必要 (N=23)	体調または情緒が不安定で安定して登校できない (N=17)	校内待機や付き添いを要請されることがある (N=22)
障害種・状態	医療的ケア 17 (73.9%) 肢体・知的・てんかん 2 (8.7%) 視覚・肢体・知的・てんかん 1 (4.3%) 肢体・知的 1 (4.3%) 知的・ASD 2 (8.7%)	医療的ケア 9 (52.9%) 肢体・知的・てんかん 4 (23.5%) 知的・ASD 1 (5.9%) ASD 1 (5.9%) 知的 1 (5.9%) 聴覚・知的・ADHD 1 (5.9%)	医療的ケア 19 (86.4%) 肢体・知的・てんかん 1 (4.5%) ASD 1 (4.5%) 知的 1 (4.5%)

表 4-3 パートで有意に多かった項目と障害種

N=15	変化・変更が苦手なサービス利用に制約・困難	
障害種	知的・ASD	7 (46.7%)
	知的・ASD・ADHD	1 (6.7%)
	ASD	1 (6.7%)
	肢体・知的・ASD	2 (13.3%)
	肢体・知的	2 (13.3%)
	肢体・知的・てんかん	1 (6.7%)
	不明	1 (6.7%)

[6] サービス利用の制約

サービス利用の制約について尋ねたところ（複数回答可）、「学童クラブから障害特性・状態を理由に断られるか条件・制約を課されたことがある」が 4.3%、「合理的配慮が得られず、学童クラブの利用を控えた」が 2.0%、「障害特性から学童クラブに適応困難」が 7.5%、「障害種・状態に対応できる放課後等デイサービスがない、または足りない」が 14.1%、「障害特性・状態に対応できないとして、移動支援を断られた」が 3.1%だった。

[7] 放課後等デイサービスの学校休業日の開所時間

放デイ利用者に学校休業日の開所時間を尋ねたところ（複数の事業所に通所している場合は、最も長い事業所について。無回答を除く）、6 時間未満が 26.6%、6 時間以上 8 時間未満が 61.1%、8 時間以上が 12.3%だった。

3.5 就労経験、職種との関連

[1] 就労経験と就労状況

就労経験と就労継続の関連を検定した結果、企業・団体就労（総合職）経験者は継続就労で有意に多く（ $p < 0.001$ ）、アルバイト経験者は再就労で有意に多く、継続就労で有意に少なかった（表 5-1）。

就労経験と就労状況の関連を検定した結果、企業・団体就労（総合職）経験者はフルで有意に多く（ $p < 0.001$ ）、アルバイト経験者はパートで有意に多く、フルで有意に少なかった（表 5-2）。

就労経験の内、公務員経験者、自営業・フリーランス経験者、それ以外は人数が少なく、分析対象外とした。

表 5-1 就労経験と就労継続

	N=216	未就労 (N=97)		再就労 (N=76)		継続就労 (N=43)		χ^2 検定
	人 (%)	人 (%)	調整済み 残差	人 (%)	調整済み 残差	人 (%)	調整済み 残差	
企業・団体 (総合職)	18 (8.3)	5 (5.2)	-1.52	4 (5.3)	-1.20	9 (20.9)	3.34	$\chi^2 =$ 21.20 **
企業・団体 (一般職)	89 (41.2)	45 (46.4)	1.39	29 (38.2)	-0.67	15 (34.9)	-0.94	
企業・団体 (専門・技術職)	17 (7.9)	8 (8.2)	0.18	3 (3.9)	-1.57	6 (14.0)	1.65	
専門・技術職	42 (19.4)	17 (17.5)	-0.64	16 (21.1)	0.44	9 (20.9)	0.27	
アルバイト	50 (23.1)	22 (22.7)	-0.14	24 (31.6)	2.16	4 (9.3)	-2.40	

表 5-2 就労経験と就労状況

	N=216	未就労 (N=97)		パート (N=71)		フル (N=48)		χ^2 検定
	人 (%)	人 (%)	調整済み 残差	人 (%)	調整済み 残差	人 (%)	調整済み 残差	
企業・団体 (総合職)	18 (8.3)	5 (5.2)	-1.52	3 (4.2)	-1.52	10 (20.8)	3.55	$\chi^2 =$ 26.65 **
企業・団体 (一般職)	89 (41.2)	45 (46.4)	1.39	24 (33.8)	-1.54	20 (41.7)	0.07	
企業・団体 (専門・技術職)	17 (7.9)	8 (8.2)	0.18	3 (4.2)	-1.39	6 (12.5)	1.35	
専門・技術職	42 (19.4)	17 (17.5)	-0.64	16 (22.5)	0.80	9 (18.8)	-0.13	
アルバイト	50 (23.1)	22 (22.7)	-0.14	25 (35.2)	2.94	3 (6.3)	-3.14	

[2] 職種と就労状況

就労者の現在の職種と就労状況の関連を検定した。職種は記述式回答とし、総務省「日本標準職業分類」に依拠して分類した¹⁰。分類に際し、「製造、接客」等、複数の職種が記載された回答と、「保険」等、業種が記載されて職種が不明な回答は除外した。その結果、事務職はフルで有意に多く、パートで有意に少なく、サービス職はパートで有意に多く、フルで有意に少なかった (いずれも $p < 0.001$) (表 6)。

販売 (6 人)、生産工程 (1 人)、運搬 (1 人) は人数が少なく、分析対象外とした。

¹⁰ 美容師、介護職等は、[1]の就労経験で専門・技術職と回答していても、ここではサービス職に分類される。

表 6 職種と就労状況

	N=108	パート (N=59)		フル (N=49)		χ^2 検定
	人 (%)	人 (%)	調整済み残差	人 (%)	調整済み残差	
専門・技術職	26 (24.1)	15 (25.4)	0.36	11 (22.4)	-0.36	$\chi^2 = 14.84$ **
事務職	56 (51.9)	22 (37.3)	-3.32	34 (69.4)	3.32	
サービス職	26 (24.1)	22 (37.3)	3.52	4 (8.2)	-3.52	

※ ** p < 0.01

4. 考察

[1] 就業率と世帯収入

本研究における母親の就業率 55.3%は、厚労省 (2021-c) の「手助け・見守りの必要がない」子どもの母親の就業率 79%より低く、未就労者の大半に就労希望があり、先行研究 (美浦, 2019 : 3) と同様の結果であった。厚労省 (2020) によると、2018 年の 1 世帯当たりの平均所得金額は、児童のいる世帯で 745 万 9000 円、全世帯が 552 万 3000 円で、本研究では 550 万円未満が過半数を占めていた。Ejiri・Matsuzawa (2017 : 4) では約 62% が年収 500 万円以下であり、障害児家庭が経済的に厳しい傾向にある点で共通していた。その一因として、母親の就労上の制約、困難があることが推察された。

[2] 未就労者、パート、フルにみられる傾向

本研究では母親の就労状況と母親の属性、子どもの性別、学年、家族による協力に有意な関連はなかった。先行研究では関連要因として、母親の婚姻状態、学歴、子どもの年齢 (Ejiri・Matsuzawa, 2017 : 5)、配偶者の有無、収入、子どもの学年、祖父母やきょうだい児による協力の高さ (春木, 2019 : 30-32) が示されたが、本研究では異なる結果であった。

未就労者と有意に関連があったのは、子どもについて、「肢体不自由校在籍」「医療的ケアがある」「外出には常に付き添いが必要」「夜間にケアが必要」「2週間に1回以上、障害・疾患に関連した通院が必要」「体調または情緒が不安定で安定して登校できない」「校内待機や付き添いを要請されることがある」であった。一方、未就労者では「知的障害校在籍」「放デイ利用」「移動支援等利用」との関連が有意に少なかった。

パートと有意に関連があったのは、子どもについて、「知的障害校在籍」「ASD がある」「人や環境の変化、習慣の変更が苦手、福祉サービス利用に制約・困難がある」「放デイ利用」だった。一方、パートでは「肢体不自由校在籍」「体調または情緒が不安定で安定して登校できない」「校内待機や付き添いを要請されることがある」との関連が有意に少なかった。

フルと有意に関連があったのは、子どもについては「移動支援等利用」のみだった。分

析対象外としたが、学童クラブ利用はフルに集中していた¹¹。一方、フルでは子どもに「ASDがある」「医療的ケアがある」「外出には常に付き添いが必要」「夜間にケアが必要」「人や環境の変化、習慣の変更が苦手で、福祉サービス利用に制約・困難がある」との関連が有意に少なかった。

未就労者では子どもに医療的ケアや夜間のケアが必要で、安定して登校できない、学校・病院等で日中にケアが必要になる状態が多かった。これは、医療的ケア児の母親を対象とした久保ら（2020：494）が就労阻害要因を夜のケアや健康悪化による介護の増加とした結果と共通し、医療的ケアが就業を制限していると指摘した春木（2019：34）とも共通している。放デイ利用が少ないことについて、子どもの「障害種・状態に対応できる放課後等デイサービスがない、または足りない」との回答が 14.1%あり、未就労者には放デイ利用困難者の存在が推察される。その一因として、医療的ケア児、重症心身障害児を受け入れる放デイ不足が挙げられるだろう。移動支援には保護者の就労を利用条件とする自治体があるため、未就労者では利用が少ないものと考えられる。

未就労者で有意に多かった、安定して登校できない、校内待機や付き添いはパートで有意に少なく、未就労者で有意に多かった医療的ケア、外出付き添い、夜間ケアはフルで有意に少なかった。パートではサービス職が多く、職場・現場に出向く職務では在宅勤務等が困難なため、子どもにこれらの状態がある場合、就労困難と判断している可能性がある。また、フルでは子どもの介助度が高い状態が有意に少ないといえよう。

パートで有意に多かった放デイ利用について、放デイでは知的障害児、発達障害児を受け入れる事業所が多く、学校休業日の開所時間が 8 時間未満の事業所が 87.7%と大半を占めるため、就労はパートタイムが中心になると考えられる。ASD がある、サービス利用に制約・困難があるは、パートで有意に多く、フルで有意に少なかった。放デイ開始前の 2008～09 年の調査に基づく春木（2015：88）の研究では、母親の就労と ASD を主とする発達障害に負の関連が示され、美浦（2020：8）は、ASD 児の母親の就労を制約する要因として、パニック、こだわり、多動等の行動特徴に起因する不安定さや祖父母等からの支援の得にくさを指摘している。放デイ利用によって、ASD 児の母親の就労はパートタイムを中心に増加したと考えられるが、放デイの時間を超えたフルタイム就労には、子どもに留守番スキルがない場合、祖父母等、さらなる支援者を必要とするため、支援を得にくい ASD 児の場合、困難があると推察される。また、変化・変更が苦手との特性は ASD の特性と共通し、回答の 73.4%に ASD があつた。サービス利用に制約・困難があると、利用できるサービスの種類、事業所数、曜日・日数が限定的でフルタイム就労が困難となり、フルタイム就労が抑制される分、パートタイム就労が多くなっていると推察される。

母親の就労には、子どもの障害種・状態、生活・ケアの状況、障害特性の影響があり、特に医療的ケア、昼夜にわたる介助度の高さが就労を困難にし、ASD がある、サービス利用に制約・困難がある場合に就労が制約される傾向がみられた。

¹¹ 未就労 1 人、パート 1 人、フル 9 人。

[3] 母親の就労経験、職種との関連

企業・団体就労（総合職）経験者には継続就労、フルが有意に多く、アルバイト経験者には再就労、パートが有意に多く、継続就労、フルが有意に少なかった。職種では、事務職がフルで有意に多く、パートで有意に少なく、サービス職がパートで有意に多く、フルで有意に少なかった。

総合職経験者に継続就労、フルが多い要因として、出産・育児による退職を想定せず、相対的に高い収入を前提に自宅購入等、生活設計を立てている場合があり、支援が不足した場合には自己負担でヘルパーを手配してでも就労継続すること、職務内容によっては、在宅勤務、テレワーク、フレックスタイム等の活用が可能であること等が考えられる。

アルバイト経験者に再就労、パートが多い要因として、就労時間や職種に柔軟に対応していることが推察される。

未就労者では就労経験に有意な関連はみられなかったが、事務職はパートで有意に少なかったことから、人数が最も多い一般職経験者が、経験のある事務職でパートタイム就労を希望しても再就労が難しい可能性がある。また、春木（2019：33）では専門・技術職に正規就業、継続就業が多く、医療的ケア児の母親を対象とした荒木ら（2019：175）でも就労者の半数以上が専門・技術職だったが、本研究では専門・技術職に有意な関連はなく、異なる結果であった。

未就労者では就労経験に有意な関連はみられなかったが、就労者では、就労経験や職種の選択が就労状況に関連していると推察された。

5. おわりに

母親の就労には、子どもの障害種・状態、生活・ケアの状況、障害特性の影響があり、特に医療的ケア、昼夜にわたる介助度の高さが就労を困難にし、ASD がある、サービス利用に制約・困難がある場合に就労が制約される傾向があり、母親の就労経験や職種の選択も影響していると考えられた。

厚労省（2021-a）によると、2024 年の報酬改定では、障害児通所支援（未就学期の児童発達支援、学齢期の放デイ）で保護者の就労に対応する支援時間を評価することが検討される見込みだ。通所支援での就労時間の保障が実現すれば、時間都合での離職や、フルタイムからパートタイムへの転職を抑止し、希望職種とのミスマッチで再就労を躊躇していた母親の就労を促進する可能性がある。但し、医療的ケア、昼夜のケアを必要とする介助度が高い子ども、サービス利用に制約・困難がある子どもの母親には、通所時間の延長のみでは不十分であり、希望者への両立支援のあり方をさらに調査・検討していく必要がある。

本研究では回収率 29.1%で、肢体不自由校、知的障害校に加え、視覚障害校小中学部、聴覚障害校 5 人の協力をいただいたが、回答は限定的と言わざるを得ず、人数が少ないために検定できない項目があった。また、調査は企業・事業所が集中する東京都在住者対象

で、職種、福祉サービス環境等で他地域との相違があり得る。今後はより広範な地域、より多くの障害種の子どもの母親を対象とした調査が必要だと考える。

【謝辞】

本研究に協力いただきました、学校関係者、お母さま方に、深く感謝いたします。

【参考文献】

- 荒木俊介、中村加奈子、柏原やすみ、江口尚、下野昌幸（2019）「医療的ケア児の保護者における就労状況の調査」（https://www.jstage.jst.go.jp/article/juoeh/41/2/41_171/_pdf-char/ja）産業医科大学雑誌 41（2）、171-178 頁、2022.1.12.
- 久保恭子、宍戸路佳、坂口由紀子、倉持清美（2020）「在宅で暮らす医療的ケア児の母親のワーク・ロスと就労の条件」（https://u-gakugei.repo.nii.ac.jp/index.php?active_action=repository_view_main_item_detail&page_id=13&block_id=21&item_id=36507&item_no=1）東京学芸大学紀要．総合教育科学系、71 巻、489-497 頁、2022.1.12.
- 厚生労働省（2020）「2019 年国民生活基礎調査の概況」（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/index.html>）2022.1.7.
- 厚生労働省（2021-a）「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書—すべての子どもの豊かな未来を目指して—」（<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000845350.pdf>）2022.1.12.
- 厚生労働省（2021-b）「第 10 回 21 世紀出生児縦断調査（平成 22 年出生児）の概況」（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/syusseiji/19/index.html>）2022.1.12.
- 厚生労働省（2021-c）「第 2 回障害児通所支援の在り方に関する検討会 参考資料 4」（<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000801033.pdf>）2022.1.12.
- 厚生労働省（2021-d）「令和 3 年（2021 年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（<https://www.mhlw.go.jp/content/11921000/000868247.pdf>）2022.1.12.
- 総務省（2009）「日本標準職業分類」（https://www.soumu.go.jp/main_content/000394337.pdf）2022.1.12.
- 春木裕美（2015）「障害児の母親の就労に関連する要因」『発達障害研究』第 37 巻第 2 号、84-95 頁.
- 春木裕美（2019）「学齢期の障害児を育てる母親の就業についての実態調査—就業形態別の比較に焦点を当てて—」『厚生指標』Vol.66、No.7、26-35 頁.
- 丸山啓史（2011）「障害児を育てる母親の就労に影響を与える要因」（https://www.std01.unifinity.jp/kyokyolib/?action=pages_view_main&active_action=v3search_view_main_init&op_param=words%3D%25E4%25B8%25B8%25E5%25B1%25B1%25E5%2595%2593%25E5%258F%25B2%26gcatt%3Dtd&block_id=541&tab_num=0&search_mode=null#catdbl-TD00004218）京都教育大学紀要 No.118、81-90 頁 2018.10.26.

美浦幸子（2019）「東京 23 区における障害児の母親の就労状況と支援策の検討」（https://swu.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=6689&item_no=1&page_id=30&block_id=97）昭和女子大学現代ビジネス研究所 2018 年度紀要、2022.1.7.

美浦幸子（2020）「自閉症の行動特徴が母親の就労に与える影響」（https://swu.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=6927&item_no=1&page_id=30&block_id=97）昭和女子大学現代ビジネス研究所 2019 年度紀要、2022.1.12.

美浦幸子（2021）「世田谷区における障害児の母親の就労状況と支援策の検討」『都市社会研究』No.13、145-157 頁.

Ejiri, K. and Matsuzawa, A. (2017) “Factors associated with employment of mothers caring for children with intellectual disabilities”, (https://www.icc.ac.jp/ejiri/Ejiri_2017_IJDD.pdf) *International Journal of Developmental Disabilities*,65(4),pp.239-247,2022.1.12.